

平成 2 9 年度

施設等管理支援技術者認定に係る講習会の手引き

<お知らせ>

施設等管理支援技術者認定は、河川及び道路施設等の維持管理を適切に実施し、管理水準を確保するため河川及び道路管理に携わった経験と専門的な知識、能力を有する技術者を確保する目的で平成 1 8 年度から実施してきました。

平成 2 6 年度から国土交通省では、点検、診断、設計等の業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化し、それを満たす技術者資格の登録について定めた「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を制定し、今後は、その資格保有者が点検、診断業務を行うこととなりました。

また、河川の維持管理に関する専門技術を認定する河川技術者資格制度として、「河川維持管理技術者」、「河川点検士」資格制度事業が平成 2 7 年度から開始されています。

今後は、国土交通省が制定した技術者資格登録規程に登録された技術者資格の活用を図ることとなったため、「施設等管理支援技術者認定」の新たな募集は行わないこととしました。

なお、「施設等管理支援技術者」としての認定効力は、平成 3 2 年度までとし、更新講習会は平成 2 9 年度の講習会をもって最終といたします。

<認定更新を希望される方>

施設等管理支援技術者として平成 1 8 年度から平成 2 8 年度の間に認定され、今年度認定更新を希望される方

受講申請書受付期間

平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日(月)～1 1 月 2 2 日(水) (当日消印有効)

講習会の日時

平成 2 9 年 1 2 月 9 日(土) (予備日：平成 3 0 年 1 月 1 3 日(土))

<道路管理支援士> : 9 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分

<河川管理支援士> : 1 1 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分

※ 1 1 時 3 0 分～1 2 時 0 0 分の講義は道路・河川合同で開催します。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

施設等管理推進協議会

目 次

『施設等管理支援技術者』 認定制度の概要	… p. 1
『施設等管理支援技術者』 認定更新の流れ	… p. 1
『施設等管理支援技術者』 認定更新に係る講習会等の手続きについて	… p. 2
※認定更新を希望される方は、こちらをご覧ください	
1. 講習会の受講資格	… p. 2
2. 受講申込みの受付について	… p. 2
3. 受講資格通知	… p. 2
4. 講習会の日時及び会場	… p. 3

『施設等管理支援技術者』認定制度の概要

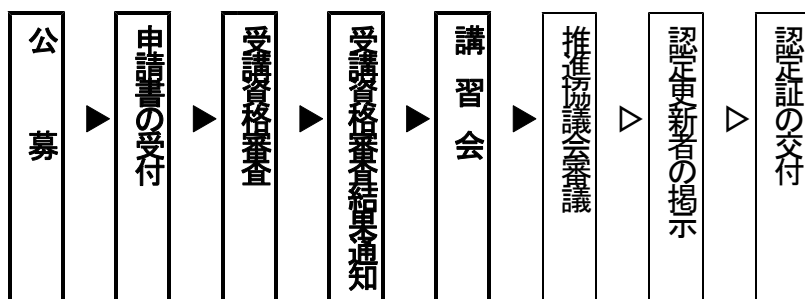
中部地方整備局、岐阜県、静岡県、三重県、静岡市、浜松市及び名古屋市は、河川及び道路施設等の維持管理（以下「施設等管理」という）を行っています。

施設等管理には施設の機能の維持管理や各種調整があり、施設等管理の業務を適切に履行し、管理の水準を確保する必要があります。

河川及び道路の管理業務には適切な能力が必要であり、この知識や経験を有する施設等管理支援技術者を認定する制度です。

『施設等管理支援技術者』認定更新の流れ

【認定更新の流れ】



- ・「施設等管理支援技術者認定に係る講習会の手引き」（以下、「手引き」という）は、施設等管理支援技術者認定（以下、「認定」という）のうち、【認定更新の流れ】の太枠部分の手引きです。

『施設等管理支援技術者』認定更新に係る講習会等の手続きについて

1. 講習会の受講資格

施設等管理支援技術者認定の有効期間は3年後の年度末です。認定の更新には、講習会の受講が必要です。

資格有効期限切れの方も、講習会を受講することにより再認定されます。

なお、「施設等管理支援技術者」としての認定効力は、平成32年度までとし、更新講習会は平成29年度の講習会をもって最終といたします。ご了承ください。

2. 受講申込みの受付について

1) 受講申請書受付期間

平成29年10月23日(月)～11月22日(水) (当日消印有効)

2) 受講申請書の提出書類送付先

＜問い合わせ先＞に提出書類を持参又は簡易書留で郵送して下さい。

封筒の表には、「施設等管理支援技術者 受講申請書 在中」と朱書きで明記して下さい。

3) 提出書類

① 受講申請書

指定様式(様式-A)を、中部地方整備局のホームページから入手して下さい。

② 受講資格通知用返信用封筒

受講資格通知を送付するために、返信用として定形封筒に82円切手を貼ったものを同封して下さい。

なお、表面に受講資格通知の返信先の郵便番号、住所及び宛先を必ず記載して下さい。

③ 認定証(写し)

認定証をA4白黒コピーしてください。

4) 個人情報の取扱い

受講申請により取得した個人情報は、講習会の実施、認定を行うための情報として利用し、それ以外の目的では利用しません。

3. 受講資格通知

- ・ 受講申請書に同封して頂いた封筒に、受講資格の審査結果等を記載した用紙を封入し、送付します。

受講資格がある方は、講習会を受けることができます。

- (受講資格審査通知については、平成29年12月1日(金)までに届かない場合は＜問い合わせ先＞へお問い合わせ下さい。連絡がない場合は欠席扱いとしますのでご了承下さい。)

- ・ 受講資格通知(受講番号を記載し返信した用紙)は大切に保管して下さい。
- ・ 受講資格通知は、講習会時に必ず持参して下さい。
本人の確認用書類となります。
- ・ 発送は11月22日(水)以降を予定しております。

4. 講習会の日時及び会場

認定の更新を希望する者を対象に講習会を実施します。

- 1) 開催日時 : 平成29年12月9日(土)
(予備日:平成29年1月13日(土))

<道路管理支援士> : 9時30分～12時00分

<河川管理支援士> : 11時30分～16時30分

※11時30分～12時00分の講義は道路・河川合同で開催します。

- 2) 受付時間 : <道路管理支援士> 8時45分～ 9時15分
: <河川管理支援士> 11時00分～11時15分

- 3) 講習会会場 : 中部地方整備局 3階大会議室
名古屋合同庁舎第2号館 3階 共用大会議室
(名古屋市中区三の丸2-5-1)

4) 注意事項等

①持参するもの

- ・受講資格通知
- ・写真付き身分証明書(運転免許証等) <本人の確認が可能なもの>
- ・筆記用具

②注意事項

- ・講習会当日は、道路管理支援士講習会を受講される方は9時15分迄、河川管理支援士講習会を受講される方は11時15分までに受付を済ませ、受講番号の指定の席に着席して下さい。
- ・受付時間終了後の受講申出は認められません。
- ・講習会は講習の全てを受講していない者及び受講態度が不適切である者は講習会を受講したと認めない場合がありますのでご注意願います。
- ・講習会会場では、駐車場を用意しておりません。公共交通機関でお越し下さい。
- ・講習会会場の変更がある場合は、平成29年12月1日(金)までに中部地方整備局ホームページでお知らせしますので確認をして下さい。
- ・講習日について、荒天などにより予備日に変更する場合は、平成29年12月8日(金)正午までに中部地方整備局ホームページでお知らせしますので確認をして下さい。

☆施設等管理支援技術者認定に関する情報の確認は、以下の中部地方整備局ホームページのアドレスで確認できます。

中部地方整備局ホームページアドレス

(施設等管理支援技術者に関するページ)

【<http://www.cbr.mlit.go.jp/kanrishien/index.htm>】

＜問い合わせ先＞

「施設等管理推進協議会」事務局

中部地方整備局 企画部 技術管理課

東野、中矢、矢部

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第2号館

TEL : 052-953-8131

E m a i l : cbr-kensyu@mlit.go.jp